

## 奈良県アスベスト問題対策会議設置要綱

### (趣 旨)

第1条 アスベスト対策に関する部局間連携を図り、奈良県における当面のアスベスト対策を総合的に推進することを目的として、奈良県アスベスト問題対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) アスベスト使用建築物及びその解体に関する調査及び情報収集に関すること。
- (2) 医療及び健康に係る相談に関すること。
- (3) 民間団体等の指導に関すること。
- (4) 県民に対する広報及び情報提供に関すること。
- (5) 国の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他アスベスト問題に関する対策に関すること。

### (対策会議構成員)

第3条 対策会議の構成員は、別紙の者をもって充てる。

2 前項の構成員のほか、対策会議が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (対策会議)

第4条 対策会議は、議長、副議長及び構成員で構成し、議長が招集する。

- 2 議長は、環境森林部長をもって充てる。
- 3 副議長は、医療政策局長をもって充てる。
- 4 議長は、必要に応じて、関係機関職員等の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 対策会議の事務局を環境森林部水・大気環境課に置く。

### (附 則)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

## 奈良県アスベスト問題対策会議

(R6.4.1現在)

部	局	構	成	員
	環境森林部			環境森林部長
	医療政策局			医療政策局長
	環境森林部			環境森林部次長
	知事公室			消防救急課長
	知事公室			市町村振興課長
	総務部			管財課長
	地域創造部			総務課長
	地域創造部			文化振興課長
	地域創造部			県民くらし課長
	こども・女性局			教育振興課長
	福祉医療部			総務課長
	医療政策局			地域医療連携課長
	医療政策局			病院マネジメント課長
	医療政策局			疾病対策課長
	環境森林部			総務課長
	環境森林部			水・大気環境課長
	環境森林部			廃棄物対策課長
	産業部			総務課長
	産業部			人材・雇用政策課長
	食農部			総務課長
	県土マネジメント部			総務課長
	県土マネジメント部			技術管理課長
	まちづくり推進局			住宅課長
	まちづくり推進局			建築安全課長
	まちづくり推進局			営繕課
	水道局			総務課長
	教育委員会事務局			総務課長
	教育委員会事務局			学校支援課長
	警察本部警務部			会計課長

オブザーバー

奈良労働局労働基準部  
奈良市保健所保健・環境検査課